

女川町監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び女川町監査基準(令和2年女川町監査委員訓令第1号)第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和6年8月9日

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 木 村 公 也

## 監査結果報告書

1 監査の種類 財政援助団体監査

2 監査の期日等

期 日 令和6年7月23日（火）

場 所 女川町役場 3階 大会議室B

監査委員 木村 繁 ・ 木村 公也

3 監査の対象

(1) シーパル女川汽船株式会社（財政援助団体監査）

(2) 社会福祉法人女川町社会福祉協議会（財政援助団体監査）

4 監査の着眼点

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って活用されているか、また効果をあげているか。

5 監査の実施内容

あらかじめ担当課から、当該団体、当該事業の概要及び事務の執行状況を知るうえで必要な書面の提出を求め、担当職員から説明を聴取し、上記4の着眼点に沿って監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 概ね良好に処理されていると認められた。

(2) 概ね良好に処理されていると認められた。